

## 富里市廃棄物減量等推進審議会会議録（第2回）

○日 時 令和6年2月2日（金）午後1時30分～午後2時30分

○場 所 富里市役所本庁舎3階第3会議室

○出席者 [審議会委員]

大道会長、石澤委員、瀬尻委員、相川委員、畠山委員、  
酒井委員

[事務局]

山崎課長、島田主幹、戸村副主幹、小島主査、岩瀬主査、  
齊藤主事

○欠席者 高谷委員、木曾委員

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 富里市災害廃棄物処理計画(素案)について

4 そ の 他

5 閉 会

## 1 開 会

## 2 あいさつ

- (1) 富里市経済環境部環境課 課長 山崎 秀幸
- (2) 富里市廃棄物減量等推進審議会 会長 大道 正義

## 3 議 題

- (1) 富里市災害廃棄物処理計画(素案)について

(事務局 司会)

議題に先立ちまして、本日は委員8名中、出席者6名です。「富里市廃棄物減量等推進審議会条例」第6条第2項の規定により、委員の過半数以上が出席となっていますので、会議開催要件を充たしておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は会議開催に際し、傍聴者がいないことを御報告します。

議題(1)に入りたいと思いますが、議長につきましては、富里市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第1項の規定により、会長がなることとなっておりますので大道会長、よろしく願いいたします。

<ここから、大道会長が議長となり進行>

(大道会長)

富里市災害廃棄物処理計画(素案)について、事務局の説明を求めます。

(事務局 島田主幹)

富里市災害廃棄物処理計画(素案)にて、御説明いたします。

## 第1章 総則

### 第1節 はじめに

#### 1 計画の背景

全国各地で大規模災害が発生しており、特に令和元年房総半島台風においては、本市も甚大な被害を受け、その際に発生した災害廃棄物処理においては、「千葉県災害廃棄物処理計画」に即した災害廃棄物の処理を行ったところであります。

さらに近年では、地球温暖化などの影響により突発的かつ局地的な集中豪雨

や竜巻、予測が困難な線状降水帯の発生による被害は頻発・激甚化しており災害廃棄物処理に係る組織体制の強化や情報共有など災害廃棄物処理の対応能力をより向上させることが必要であります。

災害発生後、速やかに廃棄物の適正な処理を行うとともに、公衆衛生の確保、生活環境の保全並びに早期の復旧・復興を実現するために、本市の状況に即した「災害廃棄物処理計画」を策定いたします。

## 2 計画の目的

災害により生じた廃棄物の適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に処理することにより、公衆衛生の確保、生活環境の保全並びに被災地の早期復旧復興を実現することを目的としております。

### 第2節 基本的事項

#### 1 本計画の基本的な考え方

ア 環境省策定の「災害廃棄物対策指針」「千葉県災害廃棄物処理計画」「富里市一般廃棄物処理基本計画」「富里市地域防災計画」との整合を図ります。

イ 災害廃棄物は、通常の一般廃棄物に加え建築物の解体により排出されるがれき等も多く含まれることが想定され、本市の施設で処理することが困難であること、また、一度に大量に発生することから、県や近隣自治体等の協力関係が不可欠であることから、事前の備えや必要事項を明確にいたします。

ウ 本市が被災した場合に処理体制、仮設置場の設置、災害廃棄物を円滑・迅速に処理するため必要事項を整理いたします。

エ 本計画は、「富里市地域防災計画」や、国・県の修正等を踏まえ適宜見直しを行います。

#### 2 計画の位置付け

本計画は、環境省が策定した「廃棄物対策指針」を踏まえ、「千葉県災害廃棄物処理計画」「富里市一般廃棄物処理基本計画」「富里市地域防災計画」との整合を図るものであり、図表 1-2-1 は、災害廃棄物処理に関する本計画の位置づけを示したものとなります。

#### 3 対象とする災害

対象とする災害は、地震、風水害、大規模事故災害となります。

今後の説明では、これらの災害を大規模災害として説明させていただきます。

#### 4 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は図表 1-2-3 及び図表 1-2-4 の左側、「種類」のとおりとなります。

#### 5 対象とする業務

本計画において対象とする業務は、収集運搬、再資源化、中間処理及び最終処分となります。

#### 6 各主体の役割

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため処理主体は本市となり、処理に関わる事業者、県、国及び市民の役割を明確にし、事前に備える必要があります。

#### 7 主な被害想定

##### (1) 地震の被害想定

本計画では、「富里市地域防災計画」に基づき、「富里市直下型地震」で、地震の規模はモーメントマグニチュード 6.8、震源の深さ 5 km と想定します。

##### (2) 水害の被害想定

###### ① 外水氾濫

根木名川の氾濫により、日吉倉地区において浸水深 1.0m 未満の浸水が発生し、床下浸水 176 人、床上浸水 157 人と想定します。

###### ② 内水氾濫

平成 20 年 8 月の局地的大雨、平成 25 年 10 月の台風 26 号による集中豪雨、平成 27 年 8 月の局地的大雨により内水氾濫が発生したその時の結果でございます。表に示してありますように、床下浸水、床上浸水が合計 109 箇所、また、道路冠水については 26 箇所でございます。

## 第 2 章 災害廃棄物への対策（事前の備え）

### 第 1 節 組織体制

#### 1 平常時における各主体の行動

表に示したとおりとなります。

### 3 協力・支援体制

被災地における災害廃棄物を分別、運搬、選別、処理していくためには、多大な労力と機材による迅速な対応が必要であることから、発災後速やかに(1)の県及び市町村相互、(2)の自衛隊・警察・消防、(3)の民間事業者等との協力、支援体制を整備するものとしたします。

## 第2節 災害廃棄物の対応

### 1 災害廃棄物処理対応における基礎的事項

#### (1) 災害廃棄物処理に係る基本方針

廃棄物の処理については、ア資源化、イ減量化などの基本方針を定めております。

#### (2) 災害廃棄物処理の流れ

災害時に適正かつ円滑、迅速に処理を行うために、被害想定などを基に、発災後、1か月程度を目安に「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、処理にとりかかります。

#### (3) 災害廃棄物発生量

建物被害からの災害廃棄物発生量を推計いたしますと、富里市直下地震の場合、表に示してありますように、ごみの量としましては、可燃物、不燃物の合計で15万4,100tが想定され、仮置き場の必要面積としましては、可燃物、不燃物の合計で5.55haと想定されます。

#### (4) 処理見込み量

##### ① 処理可能量の試算（焼却施設）

成田富里いずみ清掃工場の処理可能量を試算した結果、通常ごみは、被害により1年目は1万4,962tの処理が不足し、2年目、3年目は、それぞれ713tの処理の余力があるものの、3年間で合計すると処理できない通常ゴミが1万3,536tとなります。

##### ② 処理能力の評価（可燃物）

富里市直下型地震で想定した場合、5万6,336t、1日あたり約52tの処理能力不足が想定されます。

処理能力が不足する場合には、民間施設で焼却処理を行うほか、更に処理能力が不足する場合には、他自治体の支援を検討いたします。

## (5) 仮置場

仮置場は、発災直後に速やかに設置する必要があるため、平常時において、仮置場候補地をあらかじめ選定しておく必要があります。

仮置場といたしまして、一次仮置場と二次仮置場の二種類がございます。

先程 5.55ha の仮置場が必要となると御説明いたしましたが、5.55ha の仮置場は、一次仮置場として想定しております。

一次仮置場は、処理前に、災害廃棄物を一定期間、分別、保管しておく場所であり、災害廃棄物が混合状態で搬入される場合には、分別等のため広い用地が必要となります。

二次仮置場につきましては、一次仮置場では分別スペース等が不足した場合などに必要となるもので、本市単独での設置が困難な場合、複数市町村共有の仮置場を設置する場合もございます。

このほか、災害廃棄物処理における基礎的事項とつきまして、(6)から(9)までの項目がございます。

## 第3節 一般廃棄物処理施設の強靱化

廃棄物処理施設においては、地震や水害などによって稼働不能とならないよう、平常時から成田市とともに計画的に点検等を実施します。

## 第4節 災害時の生活に伴う廃棄物への対応

### 1 仮設トイレ等し尿処理

#### (1) 基本的な事項

大規模災害では、被災初期段階では、上下水道の被害で水洗トイレが使用できなくなる可能性が高く、また、避難者の集中によりトイレが不足するなど、多くの仮設トイレが必要になると想定されます。

#### (2) し尿収集必要量及び仮設トイレ必要数の推計

仮設トイレ等の備蓄数は、し尿の推計発生量を基に決定します。表で示しておりますが、地震発生直後では220基、1週間後では237基、1か月後では、221基と推計しております。

### 2 避難所ごみ

避難所ごみにつきましては、富里市直下型地震を想定し、避難者数2千788人、1人当たりの1日の排出量が660グラムで、避難所ごみは、1日あたり1.8tの発生量を想定しております。

## 第3章 災害廃棄物の処理

### 第1節 発災直後からの対応（初動期）からの対応

#### 1 発災後の業務の流れ

図表 3-1-2 を御覧ください。

この図では発災直後（初動期）から復旧・復興期までの流れをフロー図で示しております。

図の上段、「初動期」では、被災状況の把握、仮置場開設の検討、収集業者の被害把握や生活ごみ、し尿収集体制の確立、などの業務となります。

図の中段、「応急対応期」では、災害廃棄物発生量の推計を基に、処理先を確保し、処理を実行します。

図の下段、「復旧・復興期」では、進捗管理と並行して、支援体制等の見直しを行うとともに、災害報告書の作成や国、県と補助金に係る協議などを実施し、全ての事務処理が終了した段階で災害廃棄物の処理が完了となります。

#### 2 組織体制

「富里市地域防災計画」で定めた体制が基本となり、環境班の下に「災害廃棄物処理チーム」を編成し、初動段階から円滑に業務を遂行できるよう、役割分担等を事前に定めます。

各役割分担は、図で示しているとおりととなります。

#### 3 情報収集・連絡

災害発生直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について、情報収集を行う。また、成田富里いずみ清掃工場及び印旛衛生施設管理組合の被災状況、構成市町と被災に関する情報を共有し、生活ごみ、し尿及び災害廃棄物処理の方針を早急に協議いたします。

### 第2節 処理の実施（応急対応期から復旧・復興期）

#### 1 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理を計画的に進めるためには、平常時に検討した「災害廃棄物処理計画」等に基づき、「災害廃棄物処理実行計画」を策定いたします。

#### 2 災害廃棄物処理

災害廃棄物の処理の流れでございますが、関連する業務や進捗状況を見据えながら、初動期から復旧・復興期まで切れ目なく行う必要があります。

図は、処理の流れを示したものととなります。

### 3 処理事業費の管理

被災市町村が行う災害廃棄物処理等は、「災害廃棄物処理事業費国庫補助金」、「廃棄物処理施設災害復旧費補助金」の対象となるため、財政負担を低減しながら、円滑かつ迅速に災害廃棄物処理事業を進めるためにも、積極的に国庫補助金を利用し、「国庫補助金に係る災害報告書」の作成を見据えた進捗管理を行います。

## 第4章 実効性の確保に向けて

### 第1節 計画の見直し

国や県の計画の修正等状況や、国内で大規模災害が発生した場合には、その度に新たな課題が生じていることから、本計画は、新たな課題や経験・知見を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

### 第2節 人材育成・確保

#### 1 市の取組み

災害廃棄物対策のための市職員や関係団体等の人材の育成・確保が重要であるため、災害廃棄物研修会に積極的に参加することとしています。

#### 2 市民や関係団体等の取組み

平常時から市民や協定団体等と連携し、活動開始時点での災害廃棄物の分別方法や、搬出方法などを迅速に説明できる体制を整えることが大切です。

最後となりますが、今後のスケジュールでございます。

本日、廃棄物減量等推進審議会を開催、3月中旬に本計画の策定となっております。

なお、パブリックコメントにつきましては、令和6年1月11日から1月30日までの間実施し、市民からの意見は無かった事を御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

(大道会長)

ただいま事務局より、富里市災害廃棄物処理計画(素案)についての説明がありました。これらについて、御意見、御質問ありましたら、挙手をお願いします。



(大道会長)

住民（自治会等）との協力について、話し合いや計画などがありますか。

(事務局 島田主幹)

計画策定後、防災課等と、ゴミの分別方法などについて詳細を協議していきたいと考えています。

(大道会長)

第1章「総則」第2節「基本的事項」1「本計画の基本的な考え方」における「備え」に該当するようなことはありますか。

(事務局 山崎課長)

災害時にごみが分別されずに出されてしまうと、復興まで影響を及ぼすため、分別とその周知が最も重要だと考えています。

(大道会長)

(災害廃棄物について)壊れているもの、大きいもののクリーンセンターへの搬入について、何か分かっていることはありますか。

(事務局 島田主幹)

災害によって出たごみは、一般廃棄物として処理することになっています。例えば、テレビや冷蔵庫は家電リサイクル法の対象品目であるため、本来はクリーンセンターへは搬入できませんが、災害によって排出された場合は一般廃棄物としてクリーンセンターで受け入れた後に分別を行う計画となっています。

(大道会長)

成田市との連携についてはどうなっていますか。

(事務局 島田主幹)

詳細な検討は行っていません。

富里市が被災している場合は成田市も被災していると考えられます。

また、成田市内に焼却施設を持っている企業と協定を結んでおり、災害時は可燃ごみを搬入することができます。その他のごみは、処理委託業者に搬入することになっています。

(大道会長)

能登半島の災害を受けて、何かあればお願いします。

(事務局 島田主幹)

廃棄物の担当としては、火災によって発生する焼却しきれない木材や、水害によって浸水した畳等の処理に多大な時間と費用が掛かると考えられます。今回の能登半島のような事態になった場合の処理方法については内部で協議を進めております。

(大道会長)

瓦屋根の家の数は把握していますか。

(事務局 山崎課長)

把握しておりません。

(大道会長)

地震等で落ちた瓦の処理は個人負担になりますか。

(事務局 山崎課長)

地震によるものであれば一般廃棄物扱いとなるため市が処理主体となります。また、耐震化に対する補助金の交付も実施しております。

(事務局 山崎課長)

先日、台風の被害を受けた茂原市に職員を派遣し、災害廃棄物処理の支援を行った際の状況を紹介させていただきます。

(事務局 島田主幹)

ごみは全て水害ごみとなっており、被災した地区の道路に出されていきました。現在、能登半島の道路を倒壊した家屋が塞いでしまっているように、ごみが道路を塞ぐような状態となっておりました。分別されずに出されたごみを協力市町村の職員が集めるごみを手作業で分別しておりました。

今後、本市としましては、災害の状況下でも分別が必要であることや災害時のごみの出し方等をどのように案内していくかが課題となると考えられるため、関係各課等と協議して参りたいと思っております。その際は委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

(相川委員)

仮置場は既に決まっていますか。

(事務局 島田主幹)

防災課と検討している段階です。

決定には至っておりませんが、ある程度までの絞り込みは行っております。

(瀬尻委員)

災害時の企業との協力についてはどうなっているのでしょうか。

(事務局 山崎課長)

事業者の皆様への御協力は本当にありがたいと思っております。

廃棄物関係ではありませんが、工業団地の方で最近導入された発電機を災害時は地域の方々に開放していただけるというお話も頂いておりますので、廃棄物関係のことに限らず、災害に関して、事業者の皆様には御協力いただいているものと考えております。

(石澤委員)

成田市の処理施設等との協力体制が整っているというお話は頂きましたが、富里市クリーンセンターの焼却施設を使用することはできないのでしょうか。

(事務局 島田主幹)

建物は残っておりますが、使用できる状態ではありません。

(畠山委員)

ビニールハウスやソーラーパネルが災害によって廃棄される場合、どのように処理するのでしょうか。また、台風などによる道路の冠水について、行政としての取組の状況をお聞かせください。

(事務局 島田主幹)

ビニールハウスの件から御説明いたします。

平成25年10月の台風26号により、富里市ではビニールハウスが千葉県で2番目となる甚大な被害を受けました。当時は、農政課と環境課で協力し、再利用が可能な施設へ搬入することで処分を行いました。

ソーラーパネルにつきましては、現在、全国的にソーラーパネルをどのように処理するかの処理基本が定まっていない状況です。個人で設置されたものについては市で処理を行うことになるかと考えております。ソーラーパネルについては、風で吹き飛ばされてしまった事例の報道などもありますので、今後、情報収

集を行って参りたいと考えております。

道路の冠水につきましては、26箇所という想定を御説明いたしましたが、それ以降、冠水することが多い道路については担当課で工事を行い、徐々に解決に向かっております。

(酒井委員)

南部地区などでは、床下浸水しやすい家が見受けられますが、何か対策は行っているのでしょうか。

(事務局 山崎課長)

市街地については担当課で順次対応をしておりますが、農地については、そこに降った雨水の抑制が必要であることを説明し、御理解いただいております。

#### 4 その他

(事務局 司会)

今年度の廃棄物減量等推進審議会については今回が最後となります。

令和6年度は富里市一般廃棄物処理基本計画を単年度で策定する予定でございます。

会議につきましては4回ほど開催する予定でございます。開催時には通知文を郵送いたしますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様から他に何かございますか。

<な し>

#### 5 閉 会